屋根雪除雪安全対策支援事業補助金

【問合せ・申込み】都市計画課 ☎773・6662

屋根雪除雪時の転落事故を防ぐため、命綱を固定するための金物(命綱固定アンカー)の設置工事など に対して補助金を交付します。(令和5年度は、一般世帯の補助額を上限10万円に増額)

対象建築物	市内の住宅と、その付属建物(車庫、倉庫、物置など) ※事務所や店舗、法人所有の建物は対象外
対象者 (すべてに該当)	・対象建物の所有者か、所有者の2親等以内の親族 ・対象住宅に居住しているか、居住することが確定している ・市税の滞納がない ・命綱固定アンカーなどの設置工事を市内業者に依頼する発注者
補助対象工事	・命綱固定アンカーの設置工事 ・転落防止柵の設置工事 ・命綱固定アンカー、転落防止柵と併せて行う固定式はしごの設置工事
補助金額 (千円未満切捨て)	・要援護世帯(高齢者のみ世帯など): 1 棟あたり補助対象経費の 2/3 (上限15万円) ・一般世帯: 1 棟あたり補助対象経費の 1/2 (上限10万円)
受付期間	4月3日(月)~11月30日(木)(予算に達し次第、受付を終了)
申込み	申請書を記入してご提出ください ※申請書は申請窓口に用意。詳しくは、お問い合わせください
申請窓口	都市計画課、大和・塩沢市民センター
注意事項	・交付決定前に着手した工事は補助金の対象外・申請する建物の屋根全体への安全対策が必要・他制度の補助金の対象工事は対象外

民間建築物アスベスト除去等支援事業

【問合せ・申込み】都市計画課 ☎773・6662

建築物の壁や柱、天井などに吹き付けられたアスベストの飛散による健康被害を予防し、生活環境の保 全を図るため、アスベスト含有の可能性がある吹き付け建材のアスベスト含有調査に補助金を交付します。

対象建築物	・市内の延床面積300㎡以上の建築物(国、地方公共団体などの所有建物を除く) ・過去にアスベスト含有調査などの補助金を受けていない
対象者	・対象建築物の所有者か管理責任者
(すべてに該当)	・市税の滞納がない
補助金額	分析調査費の全額(千円未満切捨て。1棟あたりの限度額25万円)
事業期間	交付決定の日~12月31日(日)
受付期間	4月3日(月)~10月31日(火)まで(予定額に達し次第、受付を終了)
必要書類	案内図、配置図、建物平面図(調査か所を明示)、現況写真(建物外観・調査か所)、 アスベスト含有調査に係る費用の見積書の写し、納税証明書、家屋課税台帳登録証 明書、所有者・管理責任者がわかる書類、通帳の写し(口座番号、名義人のわかる面)
注意事項	・実績報告時には、調査か所ごとの着手前・作業中・完了後の写真が必要 ・交付決定前に着手した調査は対象外 ・吹き付け建材の採取費用や、復旧にかかる費用とそれらにかかる消費税は対象外 ・建築物石綿含有調査者による調査が対象 ※除去工事などについては、お問い合わせください